

—経歴—  
宮崎県議会議員4期  
宮崎県議会副議長

## 継続は力 地域の発展



自由民主党公認

地域の皆様が安心して生活できるよう  
精一杯活動してまいります。

- 国政、市政との連携強化による地域の発展
- 少子化対策の推進
- 生活を支えられる産業の振興
- 現在・将来に備えた医療・福祉の充実
- まさかに備える防災対策の強化
- 人間力の源である教育の充実

- ・すべての原点は「人」
- ・若者が地域に戻り、子どもを生み育て易い社会づくりの推進
- ・自然や風土などの地域特性と豊富な資源を活かした各種産業の振興
- ・外国人観光客を含めた受入れ体制の強化
- ・高齢者や障がい者に優しい生活環境の整備
- ・安心して生活できる地域医療体制の充実
- ・東九州自動車道の早期開通
- ・国道220号をはじめとする地域道路の整備促進
- ・油津港の港湾機能の強化
- ・地震、津波、風水害などの災害に強いまちづくりの推進
- ・河川の増水や高潮への対策強化
- ・教育環境の整備と児童生徒の学力の向上
- ・スポーツ競技力の向上とスポーツを通じた青少年の健全育成

## 外山ともる



政治の原点

「山里を守り、ふるさとに生きる」

- ☆ 農林水産業・中小企業が元気、若者が将来に希望が持てる社会に

- ・農林水産物の基地として「宮崎ブランド」の確立をめざします。
- ・商工業（地場産業）の育成、商店街活性化対策にとりくみます。
- ・観光資源を生かしたまちづくりや情報発信等に取り組み、受け入れ環境の整備充実につとめます。

- ☆ 高齢者や障がいのある方々が安心して生活できる社会に

- ・安心して医療・介護サービスが受けられ、高齢者や障がい者が地域で安心して生活できる共生社会をめざします。
- ・救急医療体制の充実をめざします。

- ☆ 環境にやさしい、災害に強い社会に

- ・地球温暖化防止、水資源確保のため森林整備にとりくみます。
- ・自然と共生した循環型づくりにとりくみます。

未来創造

## 夢・希望あるふるさとを！



## 高橋とおる

(58歳)



## きりひらく力！

大きな覚悟と確かな政策で、宮崎の、そして日南の未来をきりひらきます。

## ● 学べるまち

これからの時代を見据えた教育環境を充実させます。

## ● 挑戦できるまち

地域産業の発展と企業の全国・世界に向けた取組をサポートします。

## ● 守れるまち

子育て支援や高齢者の医療・福祉の安定化を図ります。また、防災・減災体制を強化します。

## 河野みちひろ



プロフィール

飲肥在住。39歳。妻と息子2人。高校卒業後、イギリス、東京、福岡で過ごす。帰郷後、学習塾を創業する。また、中学校非常勤講師やカンボジア・ジュニア・サッカー大会特別顧問など教育に関わる。元日南市議会議員。

| 宮崎県議会議員選挙   | 町村長選挙・市町村議会議員選挙  |
|---|--|
| <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">投票日</div> <b>平成31年4月7日（日）</b> | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">投票日</div> <b>平成31年4月21日（日）</b> |

**■選挙区及び定数**

|          |    |          |   |      |   |
|----------|----|----------|---|------|---|
| 宮崎市      | 12 | 日向市      | 2 | 北諸県郡 | 1 |
| 都城市      | 6  | 串間市      | 1 | 東諸県郡 | 1 |
| 延岡市      | 5  | 西都市・西米良村 | 1 | 児湯郡  | 3 |
| 日南市      | 2  | えびの市     | 1 | 東臼杵郡 | 1 |
| 小林市・西諸県郡 | 2  |          |   | 西臼杵郡 | 1 |

**■対象となる市町村**

|          |  |
|----------|--|
| 町村長選挙    | 木城町・川南町・諸塙村                                |
| 市議会議員選挙  | 宮崎市・延岡市・日南市・小林市・日向市・串間市                    |
| 町村議会議員選挙 | 三股町・高原町・綾町・新富町・西米良村・木城町<br>川南町・都農町・諸塙村・椎葉村 |

**投票のできる人****市町村の選挙人名簿に登録されている方****【選挙人名簿の登録資格】**

|                | 年齢要件       | 居住要件         |   |
|----------------|------------|--------------|---|
| 県議会議員選挙        | 平成13年4月8日  | までに生<br>まれた方 | 平成30年12月28日                               |
| 市議会議員選挙        | 平成13年4月22日 |              | までに転入届を<br>して、現在も引き<br>続きその市町村<br>に住んでいる方 |
| 町村長選挙・町村議会議員選挙 | 平成13年4月22日 |              | 平成31年1月13日                                |
|                |            |              | 平成31年1月15日                                |

**県議会議員選挙のみ****【県内の他の市町村に住所を移した方の投票】**

平成30年12月29日以降に県内の他の市町村へ転入届をした方は、新住所地の市町村の選挙人名簿に登録されていないため、次のいずれかの方法で投票することになります。

- ① 旧住所地で投票（期日前投票を含む。）を行う。
  - ② 旧住所地の選挙管理委員会に投票用紙等の請求をし、新住所地で不在者投票を行う。  
※旧住所地の選挙人名簿からは転出4か月後に登録が抹消され、投票できなくなりますのでご注意ください。
- 投票には引き続き宮崎県の区域内に居住している旨の市町村の証明書（居住証明書）が必要です。居住証明書は、最寄りの市役所、町村役場の住民登録係にあらかじめ請求して交付を受けてください。
- 居住証明書をお持ちでない方は、照会を行うため投票所でのお時間がかかります。

**投票所入場券**

入場券をなくしたり、届かなかったときでも選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、投票所の受付まで申し出てください。

この場合、運転免許証など本人確認ができるものを持参されると手続が早くできます。

**期日前投票**

投票日に次のような理由で投票できない方は、期日前投票ができます。

- 仕事や親族の冠婚葬祭がある方
- 何らかの用務（レジャーや買物などの私用も含む。）で、他の市町村や投票区の区域外にいる方
- 病気（手術）やけが又は産前産後等のため、歩くことが困難な方

**【期日前投票のできる期間等】**

|                | 期間（土曜日・日曜日も含む）    | 時 間   |
|----------------|-------------------|---|
| 県議会議員選挙        | 3月30日（土）～4月6日（土）  | 午前8時30分～午後8時<br>(土曜、日曜も投票できます。)                   |
| 市議会議員選挙        | 4月15日（月）～4月20日（土） | ※同一市町村に期日前投票所が複数設けられる場合、<br>投票期間や投票時間が異なる場合があります。 |
| 町村長選挙・町村議会議員選挙 | 4月17日（水）～4月20日（土） |   |

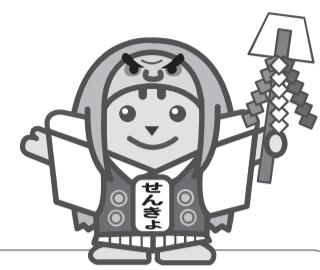
**不在者投票**

投票日に仕事や旅行などで、選挙人名簿登録地以外の市町村に滞在している方は、投票日の前に滞在先の市町村選挙管理委員会で不在者投票ができます（事前に名簿登録地の選挙管理委員会への投票用紙等の請求が必要です。）

身体障害者手帳又は戦傷病者手帳をお持ちで、法令で定める重度の障がいのある方及び介護保険の被保険者で、要介護5の認定を受けている方は、郵便等による不在者投票ができます。

**詳しくはお住まいの市町村選挙管理委員会にお問い合わせください。**

## ★教えて！めいすいくん★



選挙に関するよくある質問に、明るい選挙のキャラクター「めいすいくん」がお答えします。

### (質問1) 「明るい選挙」とは、何ですか？

(答) 「明るい選挙」とは、有権者が主権者としての自覚を持って進んで投票に参加し、選挙が公明かつ適正に行われ、主権者の意思が正しく政治に反映される選挙のことです。

日本では、民間と行政が一体となって、①選挙違反のないきれいな選挙を行うこと、②有権者がこぞって投票に参加すること、③有権者が普段から政治と選挙に関心をもち、候補者の人物や政見、政党の政策などを見る眼を養うことを目的として、「明るい選挙推進運動」を開催してきました。

### (質問2) 投票所に子どもを同伴してもよいですか？

(答) 選挙人の方が同伴する子ども（18歳未満）は、投票所に入ることができます。お子さんの社会への関心を高める意味からも、ぜひ親子で投票所へお越しください。

なお、お子さんが大きな声で騒ぐなどにより投票所の秩序が保持できないと判断される場合は、投票管理者が、その旨を選挙人にお伝えし、立ち入りを制限させていただく場合がありますのでご了承ください。

### (質問3) 投票用紙に候補者の名前と併せて応援メッセージを書いてもよいですか？

(答) 投票用紙に、候補者の名前と併せて応援メッセージなどを記載した場合、公職選挙法では、他事を記載としたものとして無効票として扱われます。

投票用紙には、候補者の氏名のみをはっきりとした字で記載しましょう。

### (質問4) テレビ等で投票終了の直後に流れる「当選確実」という情報は何ですか？

(答) テレビ等で流れる「当選確実」という情報は、報道機関が地域の取材や投票所での出口調査などをもとに独自に発表しているものであり、選挙管理委員会が公表しているものではありません。

### (質問5) 選挙では、どのように公正な投開票が行われているのですか？

(答) 選挙は、知事・市町村長や議会からは独立した選挙管理委員会という機関により管理執行されています。投開票の手続きは、公職選挙法などに詳細にルールが定められており、一定の要件の下で選ばれた投票管理者や開票管理者の下、事務が行われます。

また、投開票は、一定のルールで選ばれた投票立会人や開票立会人が複数人立会う中で実施されており、選挙人であれば、開票の参観を求めることができます。

### (質問6) 宮崎県議会議員選挙の投票率は、どうなっているのですか？

(答) 宮崎県議会議員選挙の投票率は、第1回（昭和22年）から第9回（昭和54年）の統一地方選挙までは、投票率が概ね8割前後で推移していましたが、第10回（昭和58年）以降ほぼ一貫して低下しています。第17回（平成23年）以降は5割を下回っており、直近の第18回（平成27年）の選挙では、無投票の選挙区を除き、42.52%（過去最低）となりました。

民主政治が正しく機能するためには、選挙を通じて私たちの意思が政治に正しく反映されることが重要です。ぜひ、投票所で1票を投じて下さい。



# 宮崎県議会議員選挙

[投票日]

4.7  
日

7:00 → 20:00 (一部投票所を除く)

期日前投票 3.30 ± ~ 4.6 ±

8:30 → 20:00 (一部期日前投票所を除く)

投票に行けない人は、  
期日前投票をお願いします。

18歳  
からの  
選挙!

PC・スマホ・SNSで  
情報発信中!

選挙情報発信中  
宮崎県議会議員選挙 検索



神楽めいすいくん  
こちらから  
アクセスしてね!



@kagurameisui